

建築構造部材プレキャストコンクリート製品に用いる コンクリートの生産技術性能証明事業 料金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所（以下、「法人」という。）が定める建築構造部材プレキャストコンクリート製品に用いるコンクリートの生産技術性能証明 業務規程（以下、「業務規程」という。）に基づき、法人が実施する建築構造部材プレキャストコンクリート製品に用いるコンクリートの生産技術性能証明（以下、「生産技術性能証明」という。）に係る料金（以下、「生産技術性能証明料金」という。）に関し、必要事項を定めるものである。

(生産技術性能証明料金)

第2条 法人は、生産技術性能証明の申込を受けたとき、別表第1に掲げる額の料金の請求書を発行する。なお、別表第1に示す新規、更新及び変更の料金には、建築構造部材プレキャストコンクリート製品に用いるコンクリートの生産技術性能証明書（以下、「生産技術性能証明書」という。）1部の発行費用を含む。

(生産技術性能証明の追加料金)

第3条 法人は、工場審査において別表第2に示す審査日数を超える場合、前条の請求とは別に別表第3に掲げる追加費用を請求できる。

2 業務規程第17条第3項による追補の証明書を発行する場合で、第一部会（生産システム部会）又は第二部会（生産技術部会）にて変更内容の確認を実施した場合、別表第3に掲げる追加料金を請求できる。

(その他の費用)

第4条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、法人は申込者と協議のうえ、必要と認められる費用については、別途請求することができる。

(生産技術性能証明料金の減額)

第5条 生産技術性能証明の業務が効率的に実施できると法人が判断した場合は、第2条及び第3条に掲げる料金等を減額して適用することができる。

(生産技術性能証明料金等の納入)

第6条 料金等の納入は、法人の指定する金融機関への振込によるものとする。

2 前項にかかわらず、法人が認める場合においては、申込者の要望による別の納入方法によることができる。

3 前2項において、料金等の納入に要する費用は、申込者の負担とする。

(生産技術性能証明料金等の還付)

第7条 業務規程第27条に基づく料金等の還付は、申込者の指定する金融機関への振込によるものとする。この場合、料金等の還付に要する費用は、法人の負担とする。

別表第1 生産技術性能証明料金

内容		生産技術性能証明料金 (括弧内は消費税等10%を含む料金)		
		申込料	証明料	
			国内工場の場合	国外工場の場合
新規 ^{*1*2}	新規に証明を行う場合	150,000円 (165,000円)	2,000,000円 (2,200,000円)	2,000,000円 (2,200,000円)
更新 ^{*1*2}	技術の変更を伴わない 更新処理を行う場合	150,000円 (165,000円)	500,000円 (550,000円)	800,000円 (880,000円)
変更	改定 ^{*1*2}	150,000円 (165,000円)	1,000,000円 (1,100,000円)	1,500,000円 (1,650,000円)
	軽微な改定 ^{*3}	150,000円 (165,000円)	200,000円 (220,000円)	300,000円 (330,000円)
	追補	—	30,000円 (33,000円)	30,000円 (33,000円)
再発行、 追加発行	生産技術性能証明書1部を 再発行、追加発行する場合	—	10,000円 (11,000円)	10,000円 (11,000円)

注) *1：工場審査費用を含む。ただし、工場審査における審査員（委員・専門委員）の交通費及び宿泊費は別途請求する。

*2：工場審査日数が別表第2に示す審査日数を超える場合は、別表第3に示す追加料金を請求する。

*3：工場審査の実施、第一部会又は第二部会を開催する必要がある場合には、別表第3に示す追加料金を請求する。

別表第2 工場審査における審査日数

	工場審査における審査日数（移動を含む）
国内工場の場合	2.5日間
国外工場の場合	4.0日間

別表第3 生産技術性能証明追加料金

内容		追加料金 (括弧内は消費税等10%を含む料金)
工場審査の追加	0.5人日あたり ^{*1} (移動を含む)	50,000円 (55,000円)
第一部会又は第二部会の追加	追加1回あたり	100,000円 (110,000円)

注) *1：工場審査費用を含む（工場審査に必要な日数及び審査員（委員・専門委員）の人数は、内容に応じて法人が決定する）。なお、工場審査を実施した審査員（委員・専門委員）の交通費及び宿泊費は別途請求する。